

新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る面会制限実施指針

（目的）

第1条 この指針は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症という）感染防止対策として、特別養護老人ホームすぎの木（以下、当施設という）入居者及び入居者の家族・親戚・知人等に対し、面会制限を要請する際の基準とするものである。

（面会制限の種類）

第2条 当施設は面会制限に、原則面会禁止（以下、2項に規定する。）と条件付面会（以下、3・4項に規定する。）の2種類を規定する。

2 原則面会禁止とは、入居者の容態が急変した場合等、当施設がその家族等に連絡し面会を促した場合を除き、原則的に面会を禁止するものである。

3 条件付面会とは、入居者の家族及び親族・知人に限り、パソコン等の通信機器を使用し、1回15分を限度とし面会を認めるものである（コロナワクチン接種を2回接種し、2週間経過している人が望ましい）。

4 条件付面会とは、コロナワクチン接種を2回以上接種した（接種後2週間経過していること）入居者の家族に限り、週に2回、1回15分を限度とし、面会を認めるものである。この場合、面会の場所等については、施設が指定するものとする。

5 2項及び3項・4項に規定するいずれの面会制限についても、マスクの着用、手指の消毒、及び検温を面会前に実施し、37.5度以上の発熱がある場合・面会者健康等チェック表に該当する場合・新型コロナ感染を疑わせる症状がある場合・その他の感染予防に協力しない場合は面会を禁止する。

（運用基準）

第3条 この指針を公開した日以降、新型コロナ終息宣言が日本国政府より発表されたり、厚生労働省より新たな面会実施指針が示されたりするまでの間、当施設は原則、条件付面会3および4を実施する。

2 緊急事態措置・まん延防止等重点措置・福岡コロナ警報発動など、近隣地域における感染拡大が懸念される場合、またはインフルエンザ等の拡大等、複合的危険性が想定される期間については、原則面会禁止を実施する場合がある。

（その他）

第4条 その他、定めのない事項や、予測不可能な事態が生じた場合の対応については、施設内感染防止委員会等の意見を聴取し、理事長が決定する。

（附則）

この指針は2020年11月1日から施行する。

この指針は2021年10月1日から施行する。

この指針は2022年10月21日から施行する。